

第6章 保存

基本方針

古くから守り、親しまれてきた風致景観を継承していく

名勝洗足池公園については、本質的価値を構成する要素を的確に保存・継承するとともに、公園としての要素や周辺地域要素を含め、一体性をもって保存・継承していくことが大切である。保存についての基本方針に基づき、保存の方向性を以下に示す。

6.1 保存の方向性

- 自然要素は、水と緑を守り、適切に保存管理する
- 歴史文化要素は、適切な維持管理方法を検討し保存・継承する
- 名勝洗足池公園の景観・歴史文化等に配慮し、公園施設を維持管理する
- 名勝指定地内外との一体的な維持管理等を検討する

6.2 保存の方法

(1) 保存の方法と内容

名勝洗足池公園の保存の方法は、保存管理（日常的な維持管理により現状を保存管理すること）と、維持修繕（現状を保存管理しつつ、必要に応じて部分的な修繕・更新を図ること）とし、現状の公園維持管理に加えて、新たな視点で取り組むものとする。

A. 本質的価値を構成する諸要素		
【自然要素】	名勝指定地内	
	洗足池（護岸、弁天島）	【保存管理】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 水環境保全及び適正な水量管理 ・ 池周辺及び護岸の日常的な点検・補修 ・ 池の景観、水循環、自然環境の保存 【維持修繕】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 水環境改善に向けた具体的な対策手法の検討 ・ 池周辺及び護岸の安全性や景観、自然環境に配慮した修繕
	桜山・松山	【保存管理】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 雨や過度な利用による現況地盤の変化抑制 ・ 景観を構成する樹木における点検、適正な剪定、清掃等 【維持修繕】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 安全性や景観、自然環境に配慮した修繕 ・ 景観を構成する樹木の樹勢回復・更新
	池を包む緑 （樹木、樹林等）	【保存管理】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 景観を構成する樹木における点検、適正な剪定、清掃等 【維持修繕】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 池周辺の植栽について、安全性と景観に配慮した補植 ・ 安全性や景観、自然環境に配慮した修繕 ・ 景観を構成する樹木の樹勢回復・更新

A. 本質的価値を構成する諸要素		
【自然要素】	水路 (清水窪湧水導水)	【保存管理】 ・水路及び水路周辺における自然環境の保存
	自然が育む多様な生物相	・自然環境、生物環境の保存 【維持修繕】 ・安全性や景観、自然環境に配慮した修繕
	名勝指定地外	
	社寺林 ・千束八幡神社 ・星頂山妙福寺	【保存管理】 ・名勝区域内との一体的な樹林管理の検討 【維持修繕】 ・安全性や景観、自然環境に配慮した修繕
【歴史文化要素】	名勝指定地内	
	洗足池 ・日蓮の由来 ・浮世絵等の風景	【保存管理】 ・池の風景や歴史的景観の保存 【維持修繕】 ・池の風景や歴史的景観を保存するための修繕
	史跡 ・勝海舟夫妻墓所周辺	【保存管理】 ・歴史資源、史跡等の適正な保存に向けた方針の検討 【維持修繕】 ・歴史資源の保存に際し、必要に応じた修繕
	勝海舟記念館 ・旧清明文庫 / (国登録有形文化財)	
	一の鳥居 ・千束八幡神社	
	袈裟掛松 ・星頂山妙福寺	
	その他の歴史資源	
	名勝指定地外	
○千束八幡神社 ○星頂山妙福寺	【保存管理】 ・指定地内との一体的な公開や利用に向けた検討 【維持修繕】 ・歴史資源の保存に際し、必要に応じた修繕	

B. 本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素		
【公園としての要素】	地域の拠点的な公園施設 ・洗足池図書館 ・洗足池児童館 その他公園施設 ・便益施設 ・遊戯施設 ・管理施設 等	【保存管理】 ・自然要素、歴史文化要素の保存に配慮した維持管理 【維持修繕】 ・自然要素、歴史文化要素の保存に配慮した維持修繕
	(公社)洗足風致協会	

C. 指定地の周辺地域を構成する諸要素		
【周辺地域要素】	地域の水と緑のネットワーク	【保存管理】 ・風致地区の景観や住環境の保存・継承 ・名勝指定地周辺であることを考慮した保存管理
	住環境	
	洗足池駅	
	風致地区	

(2) 現状変更等の取扱方針及び取扱基準

東京都文化財保護条例第14条の規定により、東京都指定の名勝において、「現状を変更する行為」及び「保存に影響を及ぼす行為」（以下「現状変更等」と記す）を行うときは、東京都教育委員会の許可を受けなければならないこととされている。そのため、「名勝洗足池公園」における現状変更等の取扱いについて、次のとおり設定する。

①法令に基づく申請・許可の内容

東京都文化財保護条例及び同施行規則に記載されている現状変更等の内容を次の通り整理する。

表6-2-1 現状変更の許可権限

根拠法令と現状変更に係る行為（要約）	許可権限を有する者
1. 条例第14条 （現状変更等の制限及び原状回復の命令） i) 下記2及び3以外で、名勝で、名勝等の保存に影響を及ぼす行為	東京都教育委員会

<p>2. 条例第57条 (市町村が処理する事務)</p> <p>i) 小規模建築物※1で3ヶ月以内の期間を限って設置されるものの新築、増築または改築</p> <p>ii) 工作物(建築物を除く)の設置若しくは改修※2又は道路の舗装若しくは修繕(それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。)</p> <p>iii) 電柱、電線、ガス管、水道管、下水管その他これに類する工作物の設置又は改修</p> <p>iv) 建築物等の除去(建築又は設置の日から50年を経過していない建築物等に係るものに限る。)</p> <p>v) 木竹の伐採</p>	<p>大田区教育委員会</p>
<p>3. 条例第14条</p> <p>i) 維持の措置※3</p> <p>ii) 非常災害のために必要な応急措置</p> <p>iii) 保存に影響を及ぼす行為について影響が軽微なもの</p>	<p>許可が不要</p>
<p>4. 条例第8条 (滅失、き損等)</p> <p>i) 名勝の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたとき</p>	<p>東京都へ届出が必要 ※4</p>
<p>5. 条例第15条 (修理の届出等)</p> <p>i) 名勝を修理しようとするときは、所有者は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。(補助金の交付を伴わない場合)</p>	

※1：階数が2以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であって、建築面積(増築又は改築にあっては、増築又は改築後の建築面積)が120㎡以下のもの。

※2：改修又は除去にあっては、設置の日から50年を経過していない工作物に係るものに限る。

※3：東京都文化財保護条例施行規則に基づく。

※4：条例第12条の規定により、東京都は所有者に対し必要な措置を勧告することができる。

②現状変更等の対象行為

東京都文化財保護条例第14条第1項に規定する「現状を変更する行為」と「保存に影響を及ぼす行為」について、「名勝洗足池公園」で想定される行為を次のとおり整理する。

ア. 現状を変更する行為

現状を変更する行為とは、現状の物理的変更を伴う一切の行為を指す。

「名勝洗足池公園」において想定される現状変更には次の行為がある。

- ・発掘調査等の各種学術調査
- ・名勝の保存管理及び整備・活用に係わる行為
- ・工作物の設置、改修、除去、色彩の変更

(日常の維持管理として実施する補修・修繕を除く)

- ・土地の掘削、切土、盛土等、土地（池を含む）の形質の変更
- ・木竹の伐採、植栽、移植
- ・土石類の採取
- ・行事・催事の開催に伴う仮設物の設置

イ. 保存に影響を及ぼす行為

名勝における保存に影響を及ぼす行為とは、物理的に現状に変更を及ぼすものではないが、名勝の保護の見地からみて将来にわたり支障を来す行為を指す。

「名勝洗足池公園」において想定される保存に影響を及ぼす行為には次の行為がある。

- ・洗足池護岸付近への重量物の搬入・設置・通行
- ・洗足池護岸付近において著しく震動を発生させる行為
- ・地下遺構・遺物がある可能性がある名勝指定地内における重量物の搬入・設置・通行
- ・地下遺構・遺物がある可能性がある名勝指定地隣接地での掘削を伴う行為

③現状変更等の取扱基準

＜「名勝洗足池公園」の現状変更等の取扱の基本方針＞

- ・原則として、名勝指定地内においては、発掘調査等の学術調査、名勝の保存管理及び整備・活用上必要な行為以外の現状変更等は認めないものとする。
- ・ただし、公益上、名勝活用の便益上必要な現状変更等については、名勝の価値に影響を及ぼさない範囲で認めることがある。
- ・現状変更等については、当該指定地内でなされる必然性があること、その内容・規模等が必要最小限であり、名勝の風致景観の保全に配慮するなど、名勝の保存への影響を軽減する措置が採られていることを許可の条件とする。
- ・各種現状変更等に際しては、原則として事業者と大田区教育委員会で事前協議を行うものとする。特に公共・公益事業及び不特定多数の人が名勝指定地内に進入する大規模な行事・催事等が予定される場合は、計画段階から関係機関で協議・調整を図る。
- ・周辺地域における建築物・工作物の新築(設置)、増築、改築(改修)、色彩の変更の場合は、名勝指定地内及び周辺との景観に配慮し、風致地区や風致地区計画、景観法に基づく景観計画に定めた景観形成基準等の法規制に準ずるものとするよう、設置者に対して協力を求める。
- ・都市公園法等の名勝指定地内に係る他法令や条例については、各法令等に基づいて行為に必要な許可申請を行うものとする。

基本方針に基づく現状変更等の許可申請の対象となる具体的な行為と許可基準について、次に示す。

なお、現状変更等を行うに当たっては、事業者は事前に大田区教育委員会に相談するとともに、必要に応じて東京都と協議する。

＜現状変更等の取扱い許可基準＞

ア. 現状を変更する行為の許可

「名勝洗足池公園」を構成する要素において、「本質的価値を構成する諸要素」に分類された各要素の確実な保存を前提に実施する次の行為については、許可を受けることができる。

アー1 発掘調査等各種学術調査のために必要な行為

- ・名勝の本質的価値を損なうことなく、調査目的が適切であり、必要最小限の範囲であるとともに、大田区教育委員会または専門家等の指導を受けて実施するもの。

アー2 名勝の保存管理及び整備・活用上必要な行為

- ・施設の新たな設置や改修に際しては、必要最小限の規模に留め、名勝の本質的価値を減じることのないこと。又は、活用の目的に適したものであること。
- ・災害時の応急措置・復旧等の緊急を要するもの以外は、大田区教育委員会との事前協議を行い、その結果に基づき、計画的に実施するものであること。

＜対象となる行為の例＞

- ・保存管理に必要な工作物の設置
- ・園路の改修・復旧
- ・名勝の保存管理・整備・活用のための木竹の伐採、植栽、移植
- ・その他保存管理及び整備・活用のために必要な工作物の設置・改修・除却・色彩変更及びこれらに伴う土地の形質の変更

アー3 公益上必要な行為

- ・公益上必要な行為に伴う「工作物の設置・改修・除却・色彩の変更」、「土地の形質の変更」、「木竹の伐採、植栽、移植」について、名勝の本質的価値を構成する有形の諸要素の保存、名勝としての風致景観の保全・調和に対する配慮がなされていること。
- ・計画段階で大田区教育委員会と事前協議・調整を行うこと。

＜対象となる行為の例＞

- ・公園施設及び道路施設、便益施設の設置、改修、除却等
- ・電柱・電線等、地下埋設の配管類の設置、改修、除却等

アー4 行事・催事の開催に必要な行為

- ・行事・催事の実施に伴う仮設物の設置にあたっては、名勝の本質的価値を構成する有形の諸要素の保存に対する配慮がなされていること。
- ・計画段階で大田区教育委員会と事前協議・調整を行うこと。

＜対象となる行為の例＞

- ・行事・催事の開催期間に設置する誘導案内板、テント等の仮設物の設置

イ 保存に影響を及ぼす行為の許可

保存に影響を及ぼす行為については、可否の判断が難しいことから個々の事案ごとに大田区教育委員会と事前協議し判断する。

④現状変更等の許可を必要としない行為

東京都文化財保護条例第14条の規定に基づき、現状変更の許可を必要としない行為は次のとおりとする。

表6-2-2 現状変更等の許可を必要としない行為

許可等の考え方	保存管理方法	内容
許可・届出を必要としない行為	維持管理	ア. 樹木等の植物や公園・道路施設等の日常の維持管理 ・日常的に実施する植物管理、施設管理、管理運営 イ. 非常災害時に必要な応急措置 ・地震や豪雨等の非常災害に、き損や減失を未然に防止するために行う応急的な措置
届出による対応で、許可を必要としない行為	復旧	ア. 公園・道路施設等の機能維持のための復旧 ・地震や豪雨等の非常災害時に、き損・破損に対する応急的な措置及び原状復旧

⑤日常の維持管理の内容

許可・届出を必要としない行為のうち、「ア. 樹木等の植物や公園・道路施設等の日常の維持管理」に係る行為を次のとおり設定する。

表6-2-3 植物管理

取扱条件	<ul style="list-style-type: none"> ・処理において地形の変更を伴わないもの ・処理において周辺の工作物等に影響を与えないもの ・処理において伐根を伴わず、地表面や地下部分に影響を与えないもの ・枯損木の伐採については、大田区教育委員会が確認して実施することを前提とする なお、伐根については現状変更等の許可を必要とする ・植物管理の規模により地表面や地下部分及び景観に影響する可能性があるものについては、事前に現状変更等の許可の必要性について大田区教育委員会に相談する
維持管理内容	<ul style="list-style-type: none"> ・草本類の管理（芝刈、草刈、除草、植え替え、株分け等） ・整枝剪定、刈込み等の樹木の手入れ ・病虫害防止のための措置 ・安全管理のために行う枯損木の伐採、枯枝の除去 ・施設等に影響を及ぼす実生木や支障木の除去 ・支柱の設置・付け替え

表6-2-4 公園施設・道路施設等の維持修復

取扱条件	<ul style="list-style-type: none"> ・処理において地形の変更を伴わないもの ・安全管理の予防措置として行うもの ・施設の更新（更新時に撤去する計画の施設を除く）又は部分補修で、材料・形状寸法色調・デザイン・位置等に変更を伴わないもので、地表面及び地下部分に影響を与えないもの ・行事・催事の開催に伴う仮設物の設置については、現状変更等の手続きを必要とする ・維持修復の規模により地表面や地下部分及び景観に影響する可能性があるものについては、事前に現状変更等の許可の必要性について大田区教育委員会に相談する
------	--

維持管理内容	<ul style="list-style-type: none"> ・園路又は広場に発生する水たまりの理戻し及び不陸の整正 ・擁壁等で、表土流出を一時的に抑えるために緊急を要する応急措置 ・石積・石組・階段等に二次的に堆積した土砂の除去 ・園路・階段・縁石・側溝・四阿・ベンチ等の構造やデザインの変更を伴わない現状に復するための補修 ・管理運営上必要な、外柵・ロープ柵・竹垣・板垣等で、同質材料かつ同規模の更新 ・管理運営上必要な、解説板・案内板・制札板・誘導標識等の表示板の更新や小規模工作物の部分補修 ・建築物の、内装及び屋内諸設備の補修及び修繕 ・防犯・防災上必要な設備の補修及び修繕、同規模での更新
--------	--

引用：「東京都文化財保護条例」昭和51年3月31日条例第25号（平成18年4月1日施行）
「東京都文化財保護条例施行規則」昭和51年7月1日 教育委員会規則第26号
（令和元年7月1日施行）

⑥東京都文化財保護条例以外の法令に基づく諸手続き

東京都文化財保護条例以外の法令等で、「名勝洗足池公園」の保存・活用に関わる主な諸手続きについて、次に整理する。各行為を実施する際には、次の表に示す担当課・機関に対して、各法令等に基づく手続きを行うものとする。

表6-2-5 東京都文化財保護条例以外の主な法令等と手続きが必要な行為及び担当課・機関

主な法令 (適用範囲)	許可・申請の内容	担当課・機関
都市公園法 大田区立公園条例 (名勝指定地内)	<p>都市公園内において、工作物を設けようとするときや、公園を特定の用途で使用する場合には公園管理者の許可を得る必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園管理者以外の者が、都市公園に公園施設を設け、又は公園施設を管理しようとするときは、公園管理者の許可を受けなければならない。 (都市公園法第5条) ・都市公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占有しようとするときは、公園管理者の許可を受けなければならない。(都市公園法第6条) ・公園内において、次に掲げる行為をしようとするときは、区長の許可を受けなければならない。 <ol style="list-style-type: none"> (1)物品を販売し、又は頒布すること。 (2)競技会、集会、展示会その他これらに類する催しのために公園の全部又は一部を独占して使用すること。 (3)募金、署名運動その他これらに類する行為をすること。 	大田区 公園課

	(4)ロケーションをすること。 (大田区立公園条例第2章第5条)	
--	-------------------------------------	--

引用：「都市公園法」（平成14年7月31日改正法律第100号）
「大田区立公園条例」昭和52年3月25日条例第19号（令和3年4月1日施行）

(3) 指定地外の諸要素の保存・管理

名勝指定地及び周辺一帯は、上位計画である「都市計画マスタープラン」「洗足風致地区」や「洗足風致地区地区計画」等で緑豊かで良好な住環境の形成に向けて方向性や基準が定められている。また、景観計画では景観形成重点地区に指定され、「洗足池公園からの見え方に配慮する」ことが方針に示されている。

今後も行政や区民、事業者とともに良好な街並み景観を誘導するよう努めるものとする。

一方で、中原街道沿い等、一部で周辺街並みと調和に欠ける建物も存在する。中原街道沿いについては、景観計画で中原街道沿いを景観形成重点地区に位置付け、大田区建築物景観ガイドラインで洗足池公園の見え方や公園入口にふさわしい景観づくりが方向付けられている。

ただし、風致地区や地区計画では中原街道以北を地区境界としているため、今後は洗足池駅周辺まちづくりとの調整を図りつつ、再開発と合わせた建築協定や地区計画の設定等、名勝洗足池公園の風致景観保護に向けてより実効性のある景観誘導の方法を検討する。

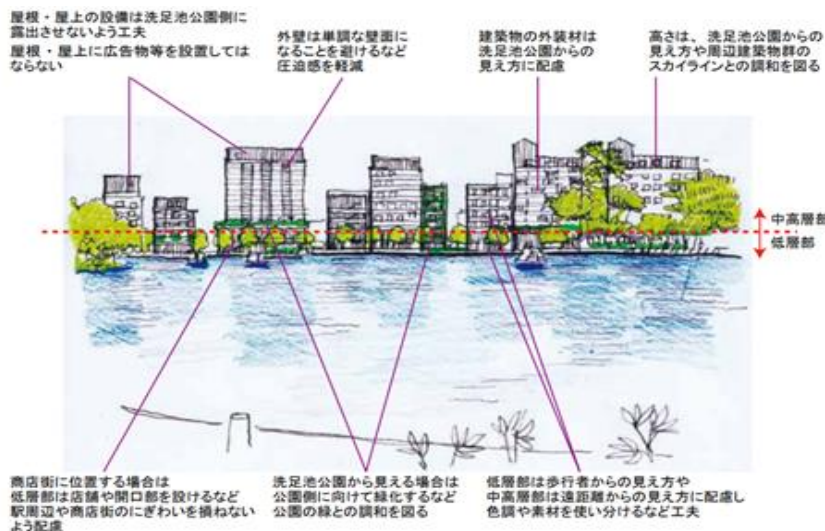


図6-2-1 中原街道沿いのイメージ

出典：「大田区建築物景観ガイドライン」（平成30年8月追録版）

(4) 追加指定に向けた取組

名勝指定地に隣接する千束八幡神社や星頂山妙福寺は、現況ではその一部が区域に指定されるにとどまり、歴史資源としての本体は指定区域外となっている。同様に両社寺林も指定区域外となる。千束八幡神社と星頂山妙福寺は、名勝洗足池公園の歴史を伝える上で欠かせぬ存在であり、また両社寺林は、洗足池を取り巻く緑としても重要な役割を担っている。

このため、千束八幡神社、星頂山妙福寺に対し、保存管理の取組について協力を求めるとともに、名勝区域内への追加指定の可能性について協議する。

(5) 都市計画公園の整備事業

名勝指定区域に隣接する都市計画公園優先整備区域の事業化に努める。

第7章 活用

基本方針

風致景観を創り出す自然、歴史、文化の魅力を伝え、学び、活かしていく

名勝洗足池公園については、文化財として保存するだけでなく、その風致景観を学び、保全活用に係る活動として有効に活用していくことが大切である。活用についての基本方針に基づき、活用の方向性を以下に示す。

7.1 活用の方向性

【社会教育における活用】

- 幅広い年齢層が名勝洗足池公園の自然や歴史文化への理解を深めるための情報発信に組みまちなかの観光拠点としての利用促進へとつなげる。
- 社会教育として活用することで、観光振興に伴う地域活性やまちづくりの一翼を担う人材育成を目指す。

【学校教育における活用】

- 名勝洗足池公園の自然環境や歴史文化における意識醸成を図るため、様々な取組と連携して学校教育における積極的な活用を図る。
- 学校教育として活用することで、将来を担う子どもたちが、名勝洗足池公園に対する理解と関心を深め、保存活用の担い手として継続的に参加することを目指す。

【地域における活用】

- 地域の活動や交流の中心となる賑わい空間を形成するため、歴史文化行事をはじめとした行催事で活用を図る。
- 地域活動等に活用することで、地域に根ざした名勝として保存活用への協力の輪を広げることを目指す。

7.2 活用の方法

名勝洗足池公園の活用の方法は、社会教育（地域の活性化を考慮し、名勝洗足池公園との相乗効果を目指すもの）、学校教育（子どもたちの自然や歴史文化の学習から、名勝洗足池公園との相乗効果を目指すもの）、観光・地域おこし（地域の歴史文化行事における役割を把握した、名勝洗足池公園の活用）として、各方法における取組を整理した。

A. 本質的価値を構成する諸要素		
【自然要素】	【社会教育】	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境について、案内・解説板、パンフレット等により名勝としての情報発信 ・名勝の利用促進を図るため、自然観察会等を実施
	【学校教育】	<ul style="list-style-type: none"> ・総合公園としての機能を活かし、自然環境を学ぶ場として提供
【歴史文化要素】	【社会教育】	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史文化資源について、案内・解説板、パンフレット等により名勝としての情報発信 ・名勝における歴史文化資源の新たな魅力を発信するための、史跡文化財の活用、復元等 ・名勝の利用促進を図るため、歴史散策を実施
	【学校教育】	<ul style="list-style-type: none"> ・総合公園としての機能を活かし、歴史文化を学ぶ場として提供
【その他の要素】	【観光・地域おこし】	<ul style="list-style-type: none"> ・地域と行政との連携を活かした、歴史文化行事や地域行事の継承 ・新たな行催事については、名勝との位置づけを把握したうえで内容や対象地を選定

第8章 整備

基本方針

風致景観を将来にわたって保存・活用していくための整備に取り組んでいく

名勝洗足池公園の風致景観を保存するため、適切な整備が求められるとともに、その大切さや魅力を伝える施設整備等、活用のための整備も重要となる。整備についての基本方針に基づき、整備の方向性を以下に示す。

8.1 整備の方向性

- 自然要素や歴史文化要素を考慮し、保存・活用のための整備を行う。
- 史跡・名勝の情報発信を図る等、活用のための整備を行う。
- 安心・安全の確保や施設の長寿命化対策を行う上で、景観・歴史文化を配慮した整備を行い区内の総合公園として利活用へつなげる。

8.2 整備の方法

名勝洗足池公園の整備の方法は、保存のための整備（名勝の景観、自然環境、歴史資源の保存に必要な整備）、活用のための施設整備（名勝の案内や解説等の情報発信や行催事に関する取組に必要な整備）として、各要素における取組を整理した。

A. 本質的価値を構成する諸要素		
名勝指定地内	保存のための整備	活用のための施設整備
【自然要素】	<ul style="list-style-type: none"> ●水環境改善（水質、水源確保） ●池及び池周辺、桜山、松山の保存・さらなる景観向上 ●緑・自然環境の保存・さらなる景観向上 	<ul style="list-style-type: none"> ●情報発信（案内板、解説板） ●体験学習
【歴史文化要素】	<ul style="list-style-type: none"> ●史跡・文化財等の保存 	<ul style="list-style-type: none"> ●情報発信（案内板、解説板） ●体験学習 ●地域の歴史文化資源の復元
【その他の要素】		<ul style="list-style-type: none"> ●行催事（春宵の響等）の継続 ●新たな行催事（自然環境、歴史文化、地域行事等）
B. 本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素		
名勝指定地内	保存のための整備	活用のための施設整備
【公園としての要素】	<ul style="list-style-type: none"> ●安心・安全の確保 ●施設の長寿命化対策 ●拡張整備 	

第9章 運営・体制

基本方針

風致景観を後世に継承するための運営・体制づくりを進める

名勝洗足池公園の風致景観を適切に継承するためには、関係する団体や区民等が集い、保存・活用について協議する体制づくりが重要となる。運営・体制についての基本方針に基づき、運営・体制の方向性を以下に示す。

9.1 運営・体制の方向性

保存、活用、整備の方針に基づき将来像と目標を実現していくために、地域と行政が築いてきた協力体制を継続するとともに、保存・活用に向けた新たな運営体制を構築する。

9.2 運営・体制の方法

新たな運営体制としては、関係地権者である（公社）洗足風致協会、千束八幡神社、星頂山妙福寺、大田区が主体となり、地域団体や区民代表、学識経験者、東京都などを交えた（仮称）名勝洗足池公園保存活用連絡協議会として、関係者と行政、区民の連携・協働の場を構築していく必要がある。

そして、これらの運営・体制づくりをとおして、名勝洗足池公園の保存管理に対する区民の意識の醸成と区民参画の仕組みづくりに努めていく。

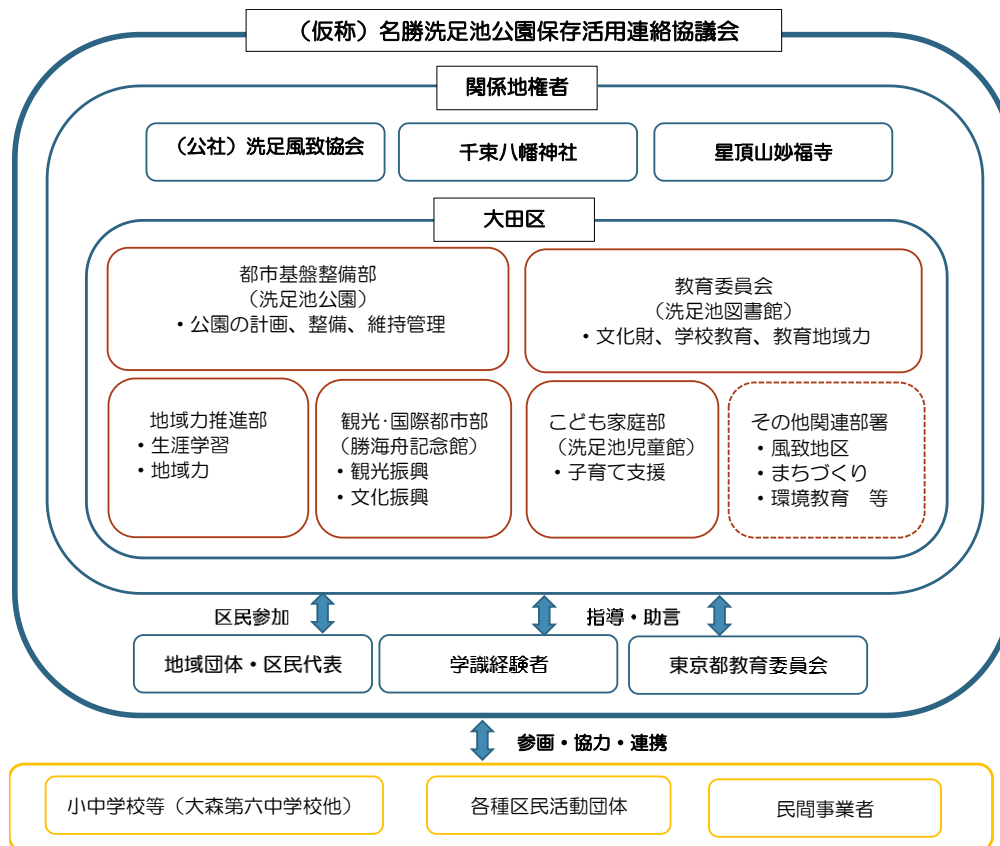


図9-2-1 協議会イメージ図

第10章 施策の実施計画の策定・実施

10.1 実施計画の考え方

第6章から第9章で定めた「保存」「活用」「整備」「運営・体制」の方向性及び方法に基づき実施すべき項目を定め、直ちに又は短期間に実施すべき施策（概ね3～5年後までを目途とする短期実施計画）、中長期的な展望の下に実施すべき施策（概ね5年～10年後を見据えた中長期実施計画）に区分した実施計画を作成し、名勝の保存活用に取り組んでいく。

また、名勝洗足池公園を貴重な文化財として後世に引き継いでいくためには、施策の経過観察等を経て、計画の実効性を評価、検証しながら、周辺状況や社会状況の変化に応じた保存を最優先とした実施計画の見直しを行う必要がある。

10.2 施策の総括

前記実施計画の考え方に基づき、表10-2-1に名勝洗足池公園保存活用に向けた施策の実施計画の総括を示す。

表10-2-1 実施計画

※取組の太字は重点的な取組を示す

基本方針① 保存(保存管理) A. 本質的価値を構成する諸要素		(令和/年度)	短期計画					中長期計画				
			R4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
〔自然要素〕	【施策1】	池水環境の維持・保全										
	実施方針	主な取組 (太字：重点的な取組)	R4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
	<ul style="list-style-type: none"> 水質浄化対策に継続的に取り組む。 現状の池水環境を保存する。 さらなる水環境の改善を目指す。 生物多様性の実現に向けて取り組む。 	水環境改善対策実施計画の作成	→									
		水環境改善対策の実施						→				
		水質浄化施設の適正な運用	→									
		池集水域での水源対策の実施	→									
	【実施主体】	区（都市基盤整備部、まちづくり推進部）										
	【施策2】	地形・植生等の維持・保全										
	実施方針	主な取組 (太字：重点的な取組)	R4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
	<ul style="list-style-type: none"> 現状の地形、植生等を保全していくため樹木・樹林を適切に管理する。 池の護岸や公園内の園路広場、がけ地等の維持管理をする。 	維持管理マニュアルの作成	→									
水辺植生、樹木樹林、地形保全等適切な公園維持管理の実施		→										
保護樹木、樹林の維持管理の実施		→										
【実施主体】	区（都市基盤整備部、環境清掃部）、（公社）洗足風致協会、千束八幡神社、星頂山妙福寺											

基本方針① 保存(保存管理) A. 本質的価値を構成する諸要素		(令和/年度)	短期計画					中長期計画					
			R 4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	
「自然要素」	【施策3】	景観構成重要木の保護・育成											
	実施方針	主な取組 (太字：重点的な取組)	R 4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	
	<ul style="list-style-type: none"> 風致景観を構成している主な樹木を景観構成重要木として保全更新計画を作成する。 景観構成重要木の保護育成に努め将来にわたり風致景観の保全に努める。 	景観構成重要木保全更新実施計画の作成	→										
		景観構成重要木の保全更新の実施						→					
	定期的な景観構成重要木健全度調査の実施(5年毎)	→											
【実施主体】	区(都市基盤整備部)、千束八幡神社、星頂山妙福寺												
「歴史文化要素」	【施策4】	公園内史跡、文化財等の保存管理・維持修繕											
	実施方針	主な取組 (太字：重点的な取組)	R 4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	
	<ul style="list-style-type: none"> 公園内の史跡、文化財、石碑等の歴史文化的資源を将来に引き継ぐ。 定期的な現状把握を実施し、保存管理に向けた適切な措置に取り組む。 	定期点検の実施(5年毎)	→										
		維持、補修の実施	→										
	維持管理マニュアルの作成	→											
【実施主体】	区(教育総務部)												
「歴史文化要素」	【施策5】	社寺地内史跡、文化財等の保存管理・維持修繕											
	実施方針	主な取組 (太字：重点的な取組)	R 4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	
	<ul style="list-style-type: none"> 社寺地内の史跡、文化財、石碑等の歴史文化的資源を将来に引き継ぐ。 公民が連携して保存管理に取り組む。 	定期点検の実施	→										
		維持、補修の実施	→										
	維持管理マニュアルの作成	→											
【実施主体】	区(教育総務部)、千束八幡神社、星頂山妙福寺												

基本方針① 保存(保存管理)		(令和/年度)	短期計画					中長期計画					
B. 本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素			R4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	
【公園としての施策】	【施策6】	都市公園としての維持管理											
	実施方針	主な取組 (太字：重点的な取組)	R4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	
	・名勝洗足池公園の保存管理の基本方針を踏まえて、都市公園としての利便性向上や安心安全確保、環境改善、リスクマネジメントなどにつながる都市公園としての維持管理に計画的に取り組む。	移動円滑化対策の推進											
		安心安全対策の推進											
		公園施設の維持管理の実施											
	名勝公園マネジメント計画の作成(管理、維持、整備の計画)												
【実施主体】	区(都市基盤整備部)												
基本方針① 保存(保存管理)		(令和/年度)	短期計画					中長期計画					
C. 指定地の周辺地域を構成する諸要素			R4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	
【周辺地域】	【施策7】	洗足池駅周辺まちづくりの推進											
	実施方針	主な取組 (太字：重点的な取組)	R4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	
	・名勝洗足池公園を、洗足池駅周辺のまちづくりの中に重要な要素として位置付ける。 ・地域や関係する事業者などとともに、既存のまちづくり制度の中での保存管理に取り組む。	建築関連法規制の運用 (地域地区指定、地区計画、まちづくり条例、景観条例、みどりの条例、屋外広告物条例等)											
		洗足池駅周辺地区まちづくり計画の推進(令和3年度策定)											
	【実施主体】	区(まちづくり推進部、地域力推進部)											
【施策8】	名勝指定区域の見直し検討												
実施方針	主な取組 (太字：重点的な取組)	R4	5	6	7	8	9	10	11	12	13		
・名勝洗足池公園の本質的価値をより高めていくために、周辺未指定区域の見直し(追加指定)を検討する。	名勝区域追加指定の調査検討												
【実施主体】	区(教育総務部)												

基本方針② 活用 A. 本質的価値を構成する諸要素		(令和/年度)	短期計画					中長期計画					
			R 4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	
「その他の要素」	【施策1】	【社会教育】 社会教育活動の場としての活用											
	実施方針	主な取組 (太字：重点的な取組)	R 4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	
	・区民の社会教育活動や余暇活動の中で、名勝の本質的価値である風致景観や自然歴史文化を体験、観察、研究、探訪できる場として活用していく。	自然観察会、歴史文化探訪会等の場としての活用											
		散策コースと連携した活用の推進(桜のプロムナード、自然観察路「池のみち」等)											
	【実施主体】	区(都市基盤整備部、教育総務部、環境清掃部)											
	【施策2】	【学校教育】 学校教育等での体験学習の場としての活用											
	実施方針	主な取組 (太字：重点的な取組)	R 4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	
	・総合公園としての機能を生かして、学校教育等で地域の自然や歴史、文化、暮らしなどを学び、体験し、実践できる場として活用していく。	ホテル復活プロジェクト(地域の小中学校によるピオトープづくりやたんぼづくり)											
		地域の子供たちなどに体験学習の場としての活用(鳥の巣箱かけ、樹名札づくりなど)											
	【実施主体】	区(こども家庭部)、(公社)洗足風致協会、大森中第六中学校、赤松小学校											
	【施策3】	【地域おこし・観光】 地域おこしや観光資源としての活用											
	実施方針	主な取組 (太字：重点的な取組)	R 4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	
	・これまで地域で取り組んできた観光的な遊覧ポートや、歴史文化的行事、地域イベントなどを、まちの活性化を目指した地域おこしや観光資源として活用していく。	歴史文化行事や地域イベントの継承(春宵の響、ホテルの夕べ、灯籠流し、千束八幡神社例大祭等)											
		遊覧ポートの継続的な運営											
		自然観察会、歴史文化探訪会等の場としての活用											
各種パンフレット等による情報発信の推進(名勝公園ガイド、散策路マップ、歴史文化エリアガイド、自然ガイド等)													
勝海舟記念館を活用した広域的な観光資源開拓(広域的な情報発信、観光ツアー等)													
【実施主体】	区(都市基盤整備部、地域力推進部、環境清掃部、観光・国際都市部、教育総務部)、(公社)洗足風致協会、千束八幡神社、星頂山妙福寺												

基本方針② 活用 A. 本質的価値を構成する諸要素		(令和/年度)	短期計画					中長期計画				
			R4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
「その他の要素」	【施策4】	[地域おこし・観光] 新たな観光資源の発掘										
	実施方針	主な取組 (太字：重点的な取組)	R4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
	・洗足池の長年の歴史の中で見過ごされてきた自然や歴史や文化の魅力を発掘し、新たな観光資源として活用する。	洗足軒（焼失した勝海舟の別荘）の復元に向けた調査検討										
		洗足池の水環境改善や植生復元に向けた池のかいぼり実施に向けた調査検討										
【実施主体】	区（都市基盤整備部、環境清掃部、教育総務部）											

基本方針③ 整備 A. 本質的価値を構成する諸要素		(令和/年度)	短期計画					中長期計画				
			R4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
「自然要素」	【施策1】	自然環境を保全、保護、復元していくための整備										
	実施方針	主な取組 (太字：重点的な取組)	R4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
	・名勝区域内の自然環境をより魅力的なものとしていくために、現状の自然環境を保全、保護していく。	洗足池水環境改善実施計画に基づく環境整備、施設改修										
	・より魅力的な風致景観を構成できるように環境整備に取り組む。	池の水際環境の整備（護岸改修整備：弁天島含む）										
	洗足池集水域でのグリーンインフラ事業を活用した水源対策の実施（既存砕石集水路の再生整備や道路の透水性舗装化、雨水浸透施設の整備等）											
	風致景観の向上に向けた植栽整備											
【実施主体】	区（都市基盤整備部、まちづくり推進部）、（公社）洗足風致協会											
「歴史文化要素」	【施策2】	歴史文化的資源を保存、復元していくための整備										
	実施方針	主な取組（太字：重点的な取組）	R4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
	・名勝区域内の歴史文化的資源の適正な保存に向けた整備を図る。	弁天橋改修整備（老朽化対策）										
	・新たな魅力発掘につながる資源の復元整備に取り組む。	洗足軒の復元整備										
	史跡広場周辺の再整備（埋蔵文化財保護、表土流失防止等）											
【実施主体】	区（都市基盤整備部、教育総務部）、千束八幡神社											

基本方針③ 整備		(令和/年度)	短期計画					中長期計画					
B. 本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素			R4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	
「その他の要素」	【施策3】	名勝洗足池公園の本質的価値を支え、高めていくための整備											
	実施方針	主な取組 (太字：重点的な取組)	R4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	
	<ul style="list-style-type: none"> 名勝洗足池公園の本質的価値を踏まえながら、総合公園としての機能拡充や機能更新に必要となる整備を図る。 都市計画公園優先整備区域の拡張整備に取り組む。 	桜山、松山周辺擁壁改修整備(老朽化対策)	→										
		都市計画公園優先整備区域の整備(池西岸部 他)	→										
		公園施設の移動円滑化対策整備	→										
		公園施設の安心安全対策整備	→										
		既存公園施設の維持、更新	→										
		(公社)洗足風致協会会館及びボート関連施設の改修、更新	→										
		(公社)洗足風致協会と区との協定による公園施設整備	→										
案内、解説サインの整備、更新	→												
【実施主体】	区(都市基盤整備部)、(公社)洗足風致協会												

基本方針④ 運営・体制		(令和/年度)	短期計画					中長期計画					
A. 本質的価値を構成する諸要素			R4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	
「その他の要素」	【施策1】	(仮称)名勝洗足池公園保存・活用に向けた公民連携による運営体制の推進、構築											
	実施方針	主な取組 (太字：重点的な取組)	R4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	
	<ul style="list-style-type: none"> 名勝洗足池公園の地権者や地域、行政(東京都区と大田区)による連絡協議会を設置し、公民連携による名勝洗足池公園の保存と活用、そして公園マネジメントに取り組んでいく。 	(仮称)名勝洗足池公園保存・活用連絡協議会の設置、運営	→										
		(公社)洗足風致協会による継続的な風致保全活動	→										
		(公社)洗足風致協会と区の維持管理協定による公園維持管理の実施	→										
		区役所庁内連携体制の構築	→										
【実施主体】	区(関係各部局)、(公社)洗足風致協会、千束八幡神社、星頂山妙福寺、関連地域団体												

10.3 計画実施に向けて

名勝洗足池公園保存活用計画を実施し、その実効性を高めていくためには、指定区域内の地権者である（公社）洗足風致協会、千束八幡神社、星頂山妙福寺と大田区の継続的な連携、協働体制と信頼関係をさらに構築していくとともに、地域や近隣住民、公園利用者の理解と協力が不可欠である。

また、庁内では文化財関連部署と公園関連部署をはじめとした名勝洗足池公園の保存及び活用に関連する部署による計画実施体制を構築するとともに、東京都や国、関係する他区等との連携も図っていく必要がある。

そのためには、第9章で示した「（仮称）名勝洗足池公園保存・活用連絡協議会」の設置、運営に早急に取り組むとともに、庁内での計画実施体制の役割分担を明確にし、個々の課題に対応していくための基礎となる水環境改善対策や景観構成重要木の保全、名勝洗足池公園のマネジメントなどに関する実施計画を作成し、今後の保存と活用に取り組んでいく必要がある。

また、保存活用計画の前提として、環境災害等、社会環境の変化への対応や安全・安心が保たれる環境づくりを将来にわたって進めていく事が求められる。

第11章 経過観察

名勝洗足池公園を貴重な文化財として後世に引き継いでいくためには、新たな協働体制である（仮称）名勝洗足池公園保存・活用連絡協議会により本計画に基づく実施計画を確実に進めていくとともに、施策の実効性を評価、検証しながら必要に応じて本計画の見直しを行う必要がある。

そのためには、以下に示すような「保存」「活用」「整備」施策の定期的な経過観察や効果検証を実施し、的確に本計画の推進状況を把握・評価・分析しながら、将来にわたる名勝の「保存」「活用」「整備」施策に反映していく。

- ・定期的な「保存」「活用」「整備」に関する施策の総合的な経過観察や効果検証（概ね5年毎）。
- ・「整備」の本質的価値との調和や活用への効果検証（随時）
- ・本質的価値を踏まえた利活用状況の把握（随時）
- ・区民活動や交流の場としての利活用状況の把握（随時）
- ・周辺地域のまちづくりとの連携状況の把握（随時）

■ 用語の解説

用語		説明
ア行	維持管理 マニュアル	建設当時機能の維持及び耐久性の確保を図るために行う保守点検清掃、警備、運営等のほか、日常点検、小破修繕のための業務内容手順等を示す解説書。
	エコロジカル ネットワーク	人と自然の共生を確保していくため、原生的な自然地域等の重要地域を核として、生態的なまとまりを考慮した上で、有機的に繋いだ生態系のネットワーク。ネットワークの形成により、野生生物の生息・生育空間の確保、人と自然とのふれあいの場の提供地球温暖化防止等多面的な機能が発揮されることが期待されている。
カ行	ガイダンス	不慣れで事情のわからない者に対して、初歩的な説明をすること。案内。手引き。本計画書では名勝洗足池公園の自然や歴史などの魅力を伝える情報提供やそのための催し。
	協働	市民、事業者・NPO、行政などが、公平な役割分担のもとに、協力しあいながら取り組む活動。
	区民参加	区民が区政に参加し、まちづくり活動等を行うことを意味する。本計画書では名勝洗足池公園の保存活用への参加。
	国登録有形文化財	平成8年の文化財保護法改正により創設された文化財登録制度に基づき、文化財登録原簿に登録された有形文化財のこと。登録対象は当初は建造物に限られていたが、平成16年の文化財保護法改正により建造物以外の有形文化財も登録対象となっている。 届出制と指導・助言等を基本とする緩やかな保護措置を講じるもので従来の指定制度を補完するもの。
	グリーン インフラ事業	自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用しようとする考え方、取組。
	景観	人間を取り巻く環境の眺め。風景外観。けしき。
	景観計画	景観計画は、景観法に基づき、景観行政団体が定めることができる良好な景観の形成に関する計画。景観計画を策定すると。景観計画区域内における、建築物の建築等の行為が、届出・勧告により緩やかに規制できるほか、景観重要建造物や景観重要公共施設の指定、景観協定など景観法に規定する制度が活用できる。 大田区は、平成25年4月1日に大田区景観条例を施行し、景観法に定める景観行政団体となり、大田区景観計画を同年10月に施行した。
	景観形成重点地区	大田区景観計画の中で、区として重点的に景観づくりを進める地区。洗足池公園周辺は「洗足池景観形成重点地区」として、洗足池公園を中心とした潤いのある自然環境や豊かな歴史資源、良好な住宅地などが調和した景観づくりの推進を目標としている。

	景観構成重要木	洗足池公園の風致景観を構成する主要な樹木。選定基準は幹周90cm以上の高木としている。また、幹周が90cm未満であっても景観上の重要度が高いと判断した樹木は「準景観構成重要木」としている。
	景勝地	景色のすぐれている土地。
	建築協定	土地の所有者などがその全員の合意によって、建築基準法の最低限の基準に上乗せして、地域の特性に応じた建築物の敷地、位置、構造、用途、意匠などについての基準を定め、互いに守りあっていくことを約束する制度。協定にあたっては、区長の認可が必要となる。
	建築物景観ガイドライン	大田区景観計画で定めた景観形成基準に基づき、建築物の基準について、解説や考え方を整理したガイドライン
	公園マネジメント	公園づくりの基本理念と目標を達成するため、従来の行政主導の事業手法から転換し、市民・NPO・企業等と連携しながら市民の視点にたって整備、管理していくこと。
サ行	史跡	「文化財保護法」では、「貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅、その他の遺跡で、我が国にとって歴史上または学術上価値の高いもの」のうち重要なものとされている。
	シンポジウム	大勢の人が集まり、特定のテーマについて討論したり学んだりすることを目的としたイベントの一つで「公開討論会」「研究討論会」などを意味する。
	スカイライン	空を背景とした山岳や建築物の輪郭線や地平線を意味し、本報告書では洗足池の背景をなす緑がつくる輪郭線。
	生態系	食物連鎖などの生物間の相互関係と、生物とそれを取り巻く無機的環境の間の相互関係を総合的にとらえた生物社会のまとまりの概念。
	生物多様性	すべての生物の間の変異性をいうものとし、種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性を含む。
タ行	地区計画	住民に身近な地区単位で、住民の意向を反映させつつ、建築物の用途形態等に関する制限をきめ細かく定めるとともに、道路・公園等の公共施設の配置及び規模などについても、一体的、総合的に計画することができる制度。 洗足池公園周辺は、「洗足風致地区地区計画」として風致地区指定区域とほぼ同様に、洗足池公園全域及び周辺一帯を地区計画指定されている。
	都市公園	国もしくは地方公共団体が設ける公園または緑地で、都市公園法において定義された施設。
	都市計画公園	都市の発展の方向など長期的なまちづくりの視点から計画され

		た公園として都市計画法に規定される都市施設の1つ。
	都市計画 マスタープラン	これからの都市にふさわしいまちづくりの目標や実現していくための取り組み方針を示したまちづくりの基本的な方針で、市民事業者、行政がそれらを共有しながら実現していくことを目的とする。土地利用の規制・誘導や都市施設の整備等の具体的な都市計画はこれに基づき進められる。
八行	バリアフリー	「バリア（障壁）」を「フリー（のぞく）」、つまり障壁となるものを取り除くことで生活しやすくしようという考え方。
	ビオトープ	ドイツ語で生物を意味する「ビオ（Bio）」と場所を示す「トープ（Tope）」の合成語のこと。本来は1つの生物種にとって必要な空間のまとまりを意味するが、現在では元来そこにあった自然風景、生態系を回復・保全した区域を含む。
	避難場所	大規模な延焼火災がおさまるまで待機する場所。 大田区内では11か所が指定され、自治会、町会ごとに割り当てられている。
	風致	自然と歴史が醸し出す良好な雰囲気や趣き。
	風致協会	1920年代後半、「保存」と「利用（開発）」を両立させた新しい保勝理念が提唱された。この理念に基づいて、風致地区に保勝会を設立する構想が成立した。昭和7年に東京府において、この構想に基づき風致地区制度と強く結びついた地元組織の設立が風致協会であり、1930年代半ば以降、全国に広まった。
	風致地区	都市における風致を維持するために定められる都市計画法に規定する地域地区。風致地区は、良好な自然的景観を形成している区域のうち、土地利用計画上、都市環境の保全を図るため風致の維持が必要な区域について定めるもの。 洗足風致地区は洗足池公園全域及び周辺一帯が第2種風致地区に指定されている。
	文化財保護法	文化財を保存・活用することを目的とし、従来の「国宝保存法」「史跡名勝天然記念物保存法」などを統合して昭和25年に制定された法律
	緑の基本計画	区市町村が、緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを定める基本計画。 これにより、緑地の保全及び緑化の推進を総合的、計画的に実施することができる。（都市緑地法第4条）
マ行	水と緑の ネットワーク	大田区「都市計画マスタープラン(平成23年度版)」では、都市構造の構築するネットワーク軸の一つとして“水と緑のネットワーク”が位置づけられ、東京湾や多摩川及び中小河川の水辺や、地域の個性ある緑等を活かしたネットワークとしている。

	名勝	<p>「文化財保護法」では、「庭園、橋梁（きょうりょう）、峡谷、海浜、山岳その他名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの」のうち、重要なものとされている。すぐれた国土美の有様を様々なかたちで表現する名勝は、風致景観の観賞を通じてその価値を発揮する記念物。主として人間の作意と技術によって造られた人文的なものと、主として天然の営為や素材によって生じてきた自然的なものに大別される。</p>
ラ行	リスク マネジメント	<p>リスクマネジメントとは、将来起こるであろう事柄（以下リスク）に対し、そのリスクが発生する可能性をできる限り低くするための活動のこと。また、リスクマネジメントにより、発生するであろうリスクを事前に想定し、発生時の対処方法を定義しておくことで、リスク発生時の損害も最小限にとどめることが可能になる。</p>